

学校における働き方改革  
厚岸町アクション・プラン

平成31年2月  
(令和2年4月改訂)

厚岸町教育委員会



## はじめに

現在、学校には、未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することを目指す学習指導要領のねらいや社会からの要請等を踏まえ、児童生徒に対する指導を一層充実させることが期待されており、その実現に向けては、教職員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築することが必要です。

しかしながら、北海道教育委員会（以下「道教委」という。）が、平成28年度に行った「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」の結果では、

- ・ 1週間当たりの勤務時間が60時間を超える者の割合が、教諭については、小学校で2割、中学校で4割、高等学校で3割を超えている。

また、教頭に至っては、小・中学校とも7割、高等学校で6割を超え、特別支援学校では3割となっている。

- ・ 教頭については調査業務を含む「事務処理」の時間が最も長い。
- ・ 教諭については、土日における「部活動指導」の時間が長く、中学校では全国平均よりも長い。

等の課題が明らかになっています。

こうした状況を踏まえ、道教委は、平成30年3月に、道内の全ての学校において働き方改革を行うため、業務改善の方向性を示した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」を作成し、その後、文部科学省から「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「国指針」という。）が示されたことを受けて、令和2年3月に改訂しました。

これを受け、厚岸町教育委員会（以下「教育委員会」）は、令和2年4月、「学校における働き方改革『厚岸町アクション・プラン』」（以下「アクション・プラン」という。）を改訂するものです。

今後においては、このアクション・プランの進捗状況について把握、検証したうえで、教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備に努めてまいります。

## 1 アクション・プランの性格

- ・ 本プランは、国指針第4の(1)に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、厚岸町立学校管理規則第10条の2に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものである。
- ・ 本プランは、町内の全ての学校が働き方改革を進めるため、教育委員会が策定し、学校の取組を促すものである。
- ・ 本プランについては、今後の国や北海道の動向及び学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行う。

## 2 取組の方向性

- ・ これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるという、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行する。
- ・ 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、地方公共団体、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要である。

## 3 教育委員会及び学校の役割

### (1) 教育委員会の役割

- ・ 教育委員会は、学校における働き方改革を進めるための計画等や所管する学校に勤務する教育職員の在校等の時間の上限等に関する方針を定める。
- ・ 教育委員会は、学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施する。

### (2) 学校の役割

- ・ 校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を、関係機関と連携しながら、主体的に推進する。
- ・ 校長は、「勤務時間」を意識した働き方を進め、教職員一人一人の意

識改革を促進する。

#### 4 アクション・プランの目標及び期間

本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、次のとおり目標を設定し、取組期間は平成30年度から令和2年度までの3年間とする。

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

この目標を達成するため、教育委員会は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努める。また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととする。

#### 【働き方改革を進めるため、令和2年度末に目指す指標】

- ・ 部活動休養日を完全に実施（年間A（平日週1日52日＋週末週1日52日）＋B学校閉庁日9日（AとBの重複分を除く。））している部活動の割合 …100%
- ・ 変形労働時間制を活用している学校の割合 …100%
- ・ 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合 …100%
- ・ 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合 …100%

#### 5 推進体制と取組の検証・改善

##### (1) 取組の検証・改善

教育委員会は、毎年度、進捗状況を把握・検証し、検証結果及び国や北海道の働き方改革の動向を踏まえた新たな取組みの追加や、効果が見られない取組の見直しなど、取組の改善を行う。

##### (2) 検証結果の提供

教育委員会は、学校がPDCAサイクルを活用して、計画的に働き方改革に向けた取組を進めるため、学校に対して検証結果を提供するとと

もに、学校の組織的・主体的な改善を促す。

## 6 保護者や地域住民等への理解促進

教員の長時間労働を改善し、教員が授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することが、学校教育の質の向上につながる。子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなければならない、その基礎となるのは信頼関係や共通認識であり、学校における働き方改革の取組について、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらう必要がある。

このため、学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教員の働き方改革について、学校評価に明確に位置付けるなどするとともに、教育委員会においても、厚岸町PTA連合会や各学校運営協議会などと連携しながら、学校における働き方改革について、保護者や地域住民等への普及啓発を進める。

## 7 具体的な取組

- ・ 教育委員会は、地域や学校の実情を踏まえ、次の取組を行う。
- ・ 学校は、各学校の実情を踏まえた上で、優先順位を決めて、次の取組を行う。

## **action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備**

---

### (1) 「学校サポート・スタッフ」の配置

- ・ 教育委員会は、学校の特別支援教育の実情に応じ、特別支援学級支援員の適切な配置を進める。
- ・ 教育委員会は、学校図書に関する業務に加え、教員への授業支援や生徒指導に関する機能など、幅広い成果が期待できる学校司書の配置及び効果的な運用を図る。

### (2) 業務削減に向けた取組の促進

- ・ 教育委員会は、教員一人一人に校務用パソコンを整備するとともに、

校務支援システムを導入し、業務の効率化を図る。

- ・ 教育委員会は、給食費を無償化し、教職員による徴収・管理等の業務負担を軽減する。
- ・ 教育委員会は、町立教育研究所に対し、業務の合理化や効率化を積極的に進めるよう指導・助言を行う。

## **action 2 部活動指導にかかわる負担の軽減**

---

### **(1) 部活動休養日の完全実施**

- ・ 教育委員会では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、教師が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要があることから、全ての部活動における休養日等の完全実施に向けた取組を進める。

#### **① 部活動休養日の完全実施**

- ・ 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）こと。また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努めること。

#### **② 部活動の活動時間**

- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とすること。
- \* 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱いの詳細については、「厚岸町立学校に係る部活動の方針」による。

### **(2) 部活動指導へのサポート**

- ・ 教育委員会は、学校や部活動の状況に応じて、部活動に協力していただけの人材の確保に努めるとともに、生徒の引率も可能となる部活動指導員の配置を検討する。

### (3) 複数顧問の効果的な活用

- ・ 教育委員会は、可能な限り、部活動ごとに複数顧問を配置し、かつ、交代で指導や安全管理を行うなどして、時間外勤務縮減につながる取組を行うよう、学校に対して指導・助言を行う。

## **action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実**

### (1) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・ 教育委員会は、学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を積極的に取り入れ、意識改革を図ることができるよう、月2回以上の「定時退勤日」等学校の実情に応じた取組や年2回以上の「時間外勤務等縮減強化週間」の徹底に努めるなど、職員の時間外勤務等の縮減に対する積極的な取組を進める。

### (2) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- ・ 教育委員会は、学校における働き方改革に向けた取組状況を管理職員の人事評価に反映することとし、学校においては、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する目標等を設定することとする。
- ・ 学校は、管理職員だけでなく、学校の職員全体に対して勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、働き方に関する研修の実施を検討するとともに、職員一人一人が働き方改革の意識をもって進めるため、人事評価の面談において管理職員が職員と業務改善に向けた意識の共有化を図るとともに、職員自ら考えて主体的に働き方改革を進めるよう促すなどして、全職員で取り組むことや目標の時間を超える職員に対しては、管理職員が当該職員と業務全般の内容や優先順位等を協議しながら、時間外勤務の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組む。



### (3) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

教育委員会は、職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定する。

#### ① 実施目的

- ・ 職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため

#### ② 設定期間

- ・ 8月15日前後の特定の3日間に設定することを基本（夏季休業期間内で、学校の実情に応じて設定することも可）
- ・ 年末年始の休日は、全町統一の学校閉庁日とする。

#### ③ 服務上の取扱等

- ・ 年休、夏休、振替等
- ・ 休暇取得を強制しない
- ・ 出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要
- ・ 部活動休養日に設定

#### ④ 保護者への周知

道教委が示す通知文例を参考に、学校が通知を保護者に発出

### (4) 在校している時間を客観的に計測し記録するシステムの導入

勤務時間の管理については、労働安全衛生法の改正により、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務であることが明確化されたことを踏まえ、教育委員会では、学校において、職員が在校している時間を校務支援システムの活用により客観的に計測・記録する。

### (5) 管理職のマネジメント能力の養成

- ・ 教育委員会は、学校における業務改善を図っていくためには、校長をはじめとした管理職のマネジメントが重要であるため、管理職に対し、道教委が実施する新任校長、新任教頭研修等における成果を積極的に実践するよう促す。

### (6) 教員と事務職員との役割分担の見直し

- ・ 教育委員会は、中教審答申（「学校における働き方改革に関する総合的な施策」）に基づく国や北海道の動向及び施策を踏まえて教員と事務職員との役割分担に適切に対応するとともに、学校や教員が担うべき業

務の範囲が、学校現場や地域、保護者等に共有される取組を進める。

#### (7) 民間ノウハウの活用

- ・ 教育委員会は、道教委が学校の働き方改革を進めるために実施する民間の業務改善のノウハウを活かした実践事業を参考にして学校の業務改善を推進する。

## **action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実**

---

### (1) 調査業務等の見直し

- ・ 教育委員会は、教職員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、廃止や縮小、他の調査との統合など、実施の必要性を踏まえて調査業務の見直しを行ってきており、今後も、調査の精選を図るとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取り組んでいく。
- ・ 教育委員会は、各種届出や報告事項等の見直しを行うとともに、提出書類や様式の簡素化を進める。
- ・ 教育委員会は、民間団体等からの作文や絵画コンクール等への出展依頼、子どもの体験活動などの各種団体からの家庭向け配布物について、当該団体に対して、学校の負担軽減に向けた協力を要請する。
- ・ 教育委員会は、学校を対象として行う調査業務の見直しを行う。

### (2) 勤務時間等の制度改善

- ・ 教育委員会は、4週の期間内での変形労働時間制、休憩時間に係る制度改正、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における3時間45分の勤務時間の割振り変更など、道教委が進める制度改善を学校が適切かつ積極的に活用するよう指導・助言を行う。

### (3) 適正な勤務時間の設定

- ・ 教育委員会は、学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等については、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行う。
- ・ 教育委員会は、学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、

早朝や夜間等、正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替などの勤務時間や休憩時間に係る諸制度を有効活用して、正規の勤務時間の割振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう指導・助言を行う。

#### (4) メンタルヘルス対策の推進

- ・ 教育委員会は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制の整備に努めるとともに、ストレスチェックの実施状況を定期的に把握し、改善の必要に応じて、学校に対し指導・助言を行う。

#### (5) 教育課程の編成・実施に関する指導・助言

- ・ 教育委員会は、学校に対し、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう指導・助言するとともに、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には、指導体制の整備状況を踏まえて精査して教員の時間外勤務の増加につながらないようにし、教育課程の編成・実施に当たっても教員の働き方改革に十分配慮するよう指導・助言を行う。

#### (6) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

- ・ 教育委員会は、生徒指導上の諸問題が深刻化し、学校だけでは解決が困難な事案や児童生徒の生命・身体の安全を脅かすなど緊急な対応が必要な事案等が発生した場合に、心理的、福祉的、法的側面など、専門的な見地からの助言や支援を行うため、学識経験者や臨床心理士、弁護士、医師などで構成している「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」の活用を検討する。
- ・ 教育委員会は、学校が児童虐待や生徒指導上の諸問題に直面した際に適切に対応することができるように、福祉部局・警察等との緊急時における連絡体制の確立や会議による情報共有などにより、関係機関との連携・協力体制を強化する。

#### (7) 若手教員への支援

- ・ 学校においては、若手教員が得意とする分野の能力を積極的に生かすとともに、若手教員が一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、管理職員等がそれをいち早く把握し、すぐに声掛け等を行って、学校内外のリソースやネットワークを生かして優れた教材や指導案等の

様々な蓄積を共有して支援するなど、若手教員が孤立することのないようにする。

#### (8) 研究指定の見直し

- ・ 教育委員会は、学校における研究事業について、教員の負担面に配慮しつつ、その必要性について精査・精選するとともに、研究テーマの精選や書類の簡素化、報告書の形式を含めた成果発表のあり方の見直しを行う。

#### (9) 学校行事の精選・見直し

- ・ 教育委員会は、学校に対し、文部科学省が提示する予定の取組例を参考とするなどして、学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するよう促す。

#### (10) 学校が作成する計画等の見直し

- ・ 教育委員会は、学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、文部科学省が行う予定の取組を参考としつつ、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行う。
- ・ 教育委員会は、学校単位で作成される計画が、計画の内容や学校の実情に応じて、業務の適正化を図る観点や、計画の機能性を高め、カリキュラム・マネジメントの充実を図る観点から、可能な限り統合して作成されるよう、指導・助言を行う。
- ・ 教育委員会は、各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校に対し、計画の内容や学校の実情に応じて複数の教員が協力し合って作成し共有化するなどの取組を促す。

#### (11) 学校の組織運営に関する見直し

- ・ 教育委員会は、学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用となるよう指導・助言を行う。

### 8 町立学校の教育職員の在校等時間について

- ・ 町立学校の教育職員にあっては、給特条例第7条第2項に掲げる業務（以下「超勤4項目」という。）以外の業務については、時間外勤務（正

規の勤務時間を超える勤務及び同条例第7第1項各号に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務。)を命じないものとされているが、正規の勤務時間以外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠である。このような状況を踏まえ、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関して次のとおり定める。

- ・ 教育委員会は、次に定める業務を行う時間の上限の範囲内とするために、業務の削減や勤務環境の整備を進める。
- ・ 学校は、教育職員の勤務時間管理や業務の役割分担の適正化、効率化等を進め、業務を行う時間の上限の範囲内とする。

#### (1) 対象者の範囲

給特条例第2条第2項に規定する教育職員を対象とする。

#### (2) 業務を行う時間の上限

##### ① 「勤務時間」の考え方

いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握するため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とする。

正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ウについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として教育委員会が外形的に把握する時間

イ 教育委員会等が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間

ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

エ 休憩時間

## ② 上限時間の原則

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特条例第7条第1項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

ア 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1か月の合計時間（以下「1か月時間外在校等時間」という。） 45時間

イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。） 360時間

## ③ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

ア 1か月時間外在校等時間 100時間未満

イ 1年間時間外在校等時間 720時間

ウ 1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月

エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間 80時間

## (3) 教育委員会が行う措置

教育委員会は、道教委が北海道アクション・プラン「9 道立学校の教育職員の在校等時間について」の「(3) 道教委が行う措置」として規定している、教育職員の勤務時間の計測・記録・保存に関する事項、教育職員の健康及び福祉の確保委に関する事項、在校等時間の長時間化を防ぐために必要な事項、アクション・プランの周知に関する事項などを参考に、学校の体制や勤務環境の整備状況及び教育職員の勤務実態を把握し、改善が必要な場合は適切な措置を講ずる。

#### (4) 留意事項

- ・ アクション・プランに掲げる上限時間については、教育職員が上限時間まで勤務することを奨励する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として作成するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- ・ 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- ・ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。